



発行：2023年4月17(月) No. 517

名古屋北部民主商工会
〒462-0035 北区大野町3-19
TEL (052)915-8111
FAX (052)915-8111
E-mail jimukyoku@hokubuminsho.st1.jp

納税者の権利を守る民商を強く大きくしよう！

税務署からの「お尋ね」が来たら

確定申告が終わり、7月の税務署の人事異動が済むと、新年度の（個人事業者への）税務調査が始まります。コロナ禍で減っていた税務調査が増え始めています。また、国税当局は「簡易な接触」として、納税者に通知を送り回答を得ることで、取引内容や資産状況の確認を行っています。「税務署からのお願い（お尋ね、依頼）」という形式を取りながら、文末に「お願いの責任者は税務署長です」という一文を記載した行政指導文書として出されています。行政指導に応じるかどうか任意となっており、応じない者には不利益を与えてはならないと法律で定められています。（行政手続法32条2項）。民商の交渉では「行政指導に応じないことのみをもって調査に切り替えるということはない」と回答。注意が必要なのは「呼び出し調査」の文書。国税庁は「文書中に『調査』の文言のあるものは税務調査に関する文書」としているからです。呼び出しに応じない場合、実地調査に発展するおそれがあります。「呼び出し調査」の文書の場合は放置せず、民商の役員、事務局に相談してください。また、白色申告の方で収支内訳書を申告時提出していない場合、9月あたりまでに「収支内訳書」の督促の文書が届くと思われますが、収支内訳書の提出は義務ではありません。収支内訳書の督促だけであれば、対応しなくても大丈夫です。

税務調査についての10の心得

納税者の大切な権利です。



1 自主申告は権利

自主申告こそ納税者の基本的な権利です（国税通則法16条）

2 相手の身分確認を

税務署員の身分証明書（写真付）・質問検査章を出させて相手の身分を確かめること（国税通則法74条13）

3 事前通知を励行させよう

事前通知が義務化されました。調査理由など11項目を確かめること（国税通則法74条9、憲法13条・31条）。

「調査理由を開示すること」（第72回国会で請願採択・1974年6月3日）

4 調査日時の変更は可能

事前通知のない調査のときはその理由を確認しましょう。調査の日時、場所について都合の悪いときは変更させることができます（国税通則法74条9。憲法13条・31条。国税庁の税務運営方針）

5 承諾なしの反面調査は断る

納税者に承諾なしの取引先や銀行などの調査は断ること。「反面調査は客観的にみてやむを得ないと認められた場合に限り行う」（国税庁の税務運営方針）

6 信頼できる立会人を

納税者の権利を守るために、調査に応じるときは信頼できる人の立ち会いの上ですすめること。「立ち会い理由の青色取消は不当」（春日裁判・東京高裁判決1993年2月23日に確定）質疑応答記録書の作成は断る

7 調査は目的の範囲に

調査はその目的の範囲内に限定させること。「資料の提供を求めたりする場合においても、できるだけ納税者に迷惑をかけないように注意する」（憲法13条・31条。国税庁の税務運営方針）

8 承諾なしの立ち入りは違法

納税者の承諾なしに工場や店内に入ることは違法です。事務所、工場、店内、まして自宅で一人歩きなどさせないこと。「令状なしで侵入、捜査および押収を受けることのない権利」（憲法35条・住居の不可侵）

9 勝手な取り調べは違法

検査とは、納税者が任意に提出した関係書類などを調べることであり、承諾なしに勝手に引き出しをあげたりする調査は違法（北村人権裁判・大阪高裁判決。1998年3月19日に確定）。また、帳簿や伝票類の勝手なコピーはさせないこと。調査記録を開示させ恣意的な調査をやめさせる

10 サインは命 税務署員に求められた場合、修正申告書に限らずどんな書類（質問応答記録書など）でもその場ですぐサインせず、よく考えてからにすること（公務員の職権乱用罪・刑法193条）